

小田原市監査委員公表第12号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第7項の規定に基づき定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を別紙のとおり公表する。

令和4年5月27日

小田原市監査委員	数馬勝
小田原市監査委員	近藤正道
小田原市監査委員	楊隆子

## 令和4年定期監査の結果に関する報告書

### 第1 監査の基準

本審査は小田原市監査基準(令和2年小田原市監査委員告示第1号)に準拠して実施した。

### 第2 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第7項の規定に基づく監査  
(同法第199条第4項の規定による定期監査として実施)

### 第3 監査の対象

#### 1 令和3年度の市の財務に関する事務の執行

- (1) 令和3年4月から11月に執行したもの
- (2) 上記期間に行った契約締結、補助金交付決定、支出負担行為に基づき同期間以降に行った支払、精算等
- (3) 令和4年3月に執行した消耗品費
- (4) 令和4年1月における財産の管理

(監査対象部局)

総務部	総務課、財政課、資産経営課、契約検査課、市税総務課、市民税課、資産税課
市民部	地域政策課、地域安全課、人権・男女共同参画課、戸籍住民課
子ども青少年部	子育て政策課、子ども青少年支援課、保育課、青少年課
経済部	産業政策課、商業振興課、観光課、農政課、水産海浜課、小田原城総合管理事務所
	出納室
上下水道局	経営総務課、給排水業務課、下水道整備課

※資産経営課については、機構改革前の管財課を対象とした。

※上下水道局については、令和3年定期監査において統合前の水道局に対して監査を実施したことから、下水道使用料(井戸水等に係るもの)及び下水道事業受益者負担金の収入事務並びに少額随意契約事務を対象とした。

#### 2 令和3年度に市が負担金又は貸付金を支出した団体のうち、市職員が事務局を担う団体の当該負担金又は貸付金に係る出納その他の事務の執行及び当該団体の現金管理

負担金名称	市職員が事務局を担う団体	所管課
神奈川県経営所得安定対策等推進事業費負担金	小田原市地域農業再生協議会	農政課
小田原市地域農業再生協議会負担金		
小田原市農政協議会負担金	小田原市農政協議会	
小田原梅ブランド向上協議会負担金	小田原梅ブランド向上協議会	

※負担金に係る出納その他の事務の執行については小田原市地域農業再生協議会に支出された2つの負担金を対象とし、現金管理については3つの団体を対象とした。

負担金名称	市職員が事務局を担う団体	所管課
令和4年小田原市成人式運営委員会負担金	小田原市成人式運営委員会	青少年課
21歳の同窓会負担金	令和3年小田原市成人式運営委員会	

※負担金に係る出納その他の事務の執行については小田原市成人式運営委員会に支出された負担金を対象とし、現金管理については2つの団体を対象とした。

貸付金名称	市職員が事務局を担う団体	所管課
土地開発公社事業資金貸付金	小田原市土地開発公社	資産経営課

### 3 令和元年度から令和3年度の事業管理

対象事業	所管課
自転車等放置対策事業 (自転車等放置防止及び自転車等保管場所管理等業務委託)	地域安全課
ファミリー・サポート・センター管理運営事業 (小田原市ファミリー・サポート・センター運營業務委託)	子育て政策課
企業誘致促進事業 (企業等立地促進事業費補助金、企業誘致促進融資利子補給金)	産業政策課

## 第4 監査の目的

- 1 財務に関する事務の執行が法令に適合し、正確であるか。
- 2 市が負担金又は貸付金を支出した監査対象部局所管の団体のうち市職員が事務局を担う団体の当該負担金又は貸付金に係る出納その他の事務が当該負担金又は貸付金の目的に沿って行われ、団体の現金管理は正確であるか。
- 3 監査対象の事業管理が経済的、効率的かつ効果的であるよう努めているか。

## 第5 監査の着眼点

上記第4の各事項を検証するため、本市における財務事務の手続の流れ、過去の監査結果や不祥事例等を踏まえて設定した下表左の監査対象の重要リスクに対し、下表右の着眼点により監査を行った。

なお、例月現金出納検査や決算審査の中で検証するリスクはそれらに委ねることとした。

### 1 財務に関する事務の執行

#### (1) 契約事務

No.	重要リスク	着眼点
1	契約における透明性・公正性・競争性が確保されないリスク	<ul style="list-style-type: none"> <li>・意図的に分割している契約はないか</li> <li>・随意契約（単独見積）による場合、その理由は適正か</li> <li>・プロポーザル方式による場合、その契約は適正に執行されているか</li> <li>・事業者選定の偏り、固定化はないか</li> </ul>

2	不適正な契約が締結されるリスク	<ul style="list-style-type: none"> <li>・信用力が不確かな事業者と契約していないか</li> <li>・見積り期間・予定価格決定手続・代理人選定手続・落札者の決定は適正か</li> <li>・契約保証金は適正に徴収されているか</li> </ul>
3	締結した契約が適正に履行されないリスク	<ul style="list-style-type: none"> <li>・契約に不可欠な事項が契約書・仕様書に記載されているか</li> <li>・履行・納品が不完全なまま支払がされていないか</li> </ul>
4	業務委託の成果が予算目的に適合しないリスク	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務委託により求められる成果が仕様書に明瞭に記載されているか</li> </ul>
5	委託業務の受託者により市民の個人情報の流出・紛失が起るリスク (質的重要性に係るリスク)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務における個人情報の取扱いに応じて契約書に約定すべき内容を定めているか。</li> <li>・業務の受託者に対し、個人情報の取扱いに応じて契約書に定めた事項の履行を確認しているか</li> </ul>

(2) 支出事務

No.	重要リスク	着眼点
1	不要・不適正な支出がされるリスク	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年度末に不要又は過大な発注をしていないか</li> <li>・報償費支出の理由・根拠は明確かつ適当か</li> <li>・補助金・給付の額の算定・時期・手続は法令等に則っているか</li> </ul>
2	補助金を交付する目的が達成されないリスク	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助は予算目的（議決の主旨）に適合しているか、要綱は妥当か</li> <li>・事業計画、交付条件どおりに補助金が使用されているか（実績報告にてその確認を行っているか）</li> </ul>
3	現金の詐取・横領が発生するリスク (質的重要性に係るリスク)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・給付金支出において誤謬防止策とは別に職員の不正に対する防止・抑止策が講じられているか</li> </ul>

(3) 財産管理・収入事務

No.	重要リスク	着眼点
1	財産の不適正な処分・貸付・使用許可が行われるリスク	<ul style="list-style-type: none"> <li>・財産の処分手続・相手・金額は適正か</li> <li>・財産の目的外使用許可・貸付の理由・期間・条件は適正か、使用料・貸付料を減免している場合、減免の理由・金額は適正か</li> <li>・公の施設の使用料を減免している場合、減免の理由・金額は適正か</li> </ul>

2	収入すべき額や時期が正しく認識されず、適切な収納が行えないリスク	<ul style="list-style-type: none"> <li>・財産の使用料・貸付料の算定・納期限に誤りはないか、調定漏れ・賦課漏れはないか</li> <li>・公の施設の使用料の算定・納期限に誤りはないか、賦課漏れはないか</li> <li>・手数料の調定時期・金額・納期限に誤りはないか、調定漏れはないか</li> <li>・税、下水道使用料（井戸水等に係るもの）及び下水道事業受益者負担金の調定の時期や金額に誤りはないか、調定漏れはないか</li> </ul>
3	収納金が会計管理者に的確に払い込まれず、適切に債権管理が行えないリスク	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出納員収納金は所定の期限内に指定金融機関等に払い込まれているか</li> <li>・収納事務受託者の収納金は所定の期限内に指定金融機関等に払い込まれているか</li> </ul>
4	現金・物品の横領・紛失が発生するリスク (質的重要性に係るリスク)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出納員収納金の帳簿残高は正確であり、かつ実在するか</li> <li>・登録された備品は実在するか</li> </ul>
5	収納金の取扱いに関し市民に不安を生じさせるリスク (質的重要性に係るリスク)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・収納事務委託の告示・公表は正確かつ明瞭か</li> <li>・収納印の作成・管理は適正に行われているか</li> <li>・収納事務受託者の収納事務手続・払込手続は適正か</li> <li>・所管課は受託者に対する監督指導を行っているか</li> </ul>

## 2 市職員が事務局を担う団体の負担金又は貸付金に係る出納その他の事務・現金管理

No.	重要リスク	監査の着眼点
1	負担金又は貸付金を支出する目的が達成されないリスク	・負担金又は貸付金が目的外の経費に充当されていないか
2	現金の横領・紛失が発生するリスク (質的重要性に係るリスク)	・市職員が事務局を担う団体の保管金の帳簿残高は正確であり、かつ実在するか

## 3 事業管理

No.	重要リスク	監査の着眼点
1	事業について、見直しが行われず、改善の機会が損なわれるリスク	<ul style="list-style-type: none"> <li>・効果測定の指標、測定の仕方は適切か</li> <li>・委託の効果を検証し、次の業務の遂行（業務改善や業務計画）に活かしているか</li> <li>・補助金の効果を検証し、制度のあり方の改善に活かしているか</li> </ul>

## 第6 監査の実施内容

### 1 財務に関する事務の執行及び市職員が事務局を担う団体の負担金又は貸付金に係る事務

の執行の監査については、識別・評価したリスク及び監査の着眼点を踏まえて、抽出により執行決裁文書、契約書、伝票、帳簿その他関係書類の提出を求め、それらの閲覧及び証憑との照合を行った。

それらのうち、質的重要性に係るリスクを識別した出納員収納金及び備品の管理については、調査票及びレジスタージャーナル、収納金払込書等の証憑類の提出を求め、それらの閲覧及び照合を行い、負担金又は貸付金を支出した団体の現金管理については実査を行った。また、給付金の支出については、監査の着眼点を踏まえて関係職員に質問を行い、委託契約における個人情報の取扱いについては、契約書及び質問票の提出を求め、監査の着眼点を踏まえてそれらの閲覧を行った。

- 2 事業管理の監査については、監査対象の事業に関する質問票、事業の成果に係る書類その他関係書類の提出を求め、監査の着眼点を踏まえてそれらの閲覧を行うとともに、関係職員からの説明聴取を行った。

## 第7 監査の結果

- 1 上記第1から第6までの記載事項のとおり監査した限り、下記の事項を除き、財務に関する事務の執行は重要な点において法令に適合し、正確に行われていると認められた。

### [除外事項]

#### (1) 土地貸付料の収入事務について [総務部資産経営課]

##### ア 徴収簿の整備について

令和2年度決算審査の際に指摘したにもかかわらず、令和3年度分土地貸付料（78件、14,473,486円）について徴収簿を整備していなかった。徴収簿の備付け及び記載項目は、小田原市財務規則第134条第1項及び様式第33号に定められており、債権管理は適正に行う必要がある。

##### イ 契約書の作成について

貸付契約の更新（3件、989,532円）について、貸付期間及び貸付料の額に変更があったにもかかわらず、契約書を作成していなかった。小田原市財産規則第22条第2項において、普通財産を貸し付ける場合は契約書を作成することとされている。契約の内容は明確にしておかなければならない。

##### ウ 調定額の誤り並びに調定及び納入の通知の懈怠について

契約書の金額と異なる金額を調定し、納入の通知をしていた（1件、調定不足額13,896円）。調定は誤りがないかを調査して行わなければならない。

また、土地を貸し付けているにもかかわらず、貸付料について、調定をしていないもの（3件、4,683,994円）及び納入の通知をしていないもの（2件、3,970円）があった。調定及び納入の通知を怠ってはならない。

##### エ 督促の手續について

地方自治法施行令第171条及び小田原市財務規則第59条第2項において、債権について履行期限までに履行しない者があるときは、履行期限後20日以内に期限を指定して、督促しなければならないとされている。令和2年度決算審査の際に指摘したにもかかわらず、納期限の記載及び公印の押印がない文書を、履行期限から相当な期間を経過して未納者に送付していた。債権管理は適正に行う必要がある。

##### オ 土地の無償貸付について

普通財産の貸付については、財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例第4条第1項及び平成16年12月1日総務部長通達「市有財産の無償貸付及び減額貸付に関する取扱いについて」において、無償貸付できる要件が定められている。

一般財団法人小田原市事業協会への小田原スポーツ会館敷地の無償貸付は、利用者から使用料を徴収しているにもかかわらず、令和3年3月31日決裁の普通財産の貸付に係る決裁文書において、「貸付に係る財産を無償で公用又は公共の用に供するときは無償貸付できる」という通達の規定を適用していた。また、所管部局によれば、通達発出前から条例に基づき無償貸付しており、用途や会館の運営方法等に変更がないため継続して無償貸付しているとのことであった。

用途や運営方法等に変更がなかったとしても、3年ごとに決裁で貸付条件を定めている以上、財産の無償貸付は、要件を精査して行う必要がある。

## (2) 委託契約における個人情報の取扱いの明示及び受託者の個人情報管理体制について

[市民部地域安全課、子ども青少年部子育て政策課、総務部市税総務課・資産税課]

委託契約において、市が受託者へ個人情報を引き渡す場合は、小田原市個人情報保護条例及び個人情報取扱事務委託要領に従い、市は、個人情報の引き渡し及び返還並びに引き渡す個人情報に係る文書又はデータの名称（以下「文書名称等」という。）を契約書に明示する必要がある。また、受託者に対し、個人情報の管理体制を明らかにさせなければならない。

しかしながら、市は、空家等実態調査業務委託契約において、個人情報の引き渡し及び返還並びに文書名称等を契約書に明記しておらず、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯支援特別給付金対応業務委託契約においても、文書名称等を契約書に明記していなかった。

また、市税等納付促進センター運營業務委託契約及び土地評価支援システム運用業務委託契約においては、市は、受託者から個人情報管理体制の届出を受けていなかった。

個人情報を取り扱う業務を委託する場合は、個人情報の適正な取扱いを確保するための措置を講ずる必要がある。

また、是正又は改善を要するものとして指摘すべき事項が上記の事項以外に認められたので、以下に記載する。

### (1) 滞納分の繰越調定について [総務部市税総務課]

個人市民税、法人市民税、固定資産税及び軽自動車税において、滞納分を繰越調定する際、それぞれの科目の滞納繰越額総額から還付未済相当額が差引かれた額を調定し、別に、滞納繰越額総額に不足する還付未済相当額を調定していた。調定とは、収入年度、科目、収入総額だけでなく、納入義務者、各納入義務者が納入すべき金額を調査し、調査の結果誤りがなければ収入すべきものと決定する手続であるが、還付未済相当額の調定においては、本来納入者とはならない還付対象者が納入義務者とされているなど、内訳が正しく定められていなかった。

そもそも還付未済相当額の調定額は、納入義務者と各納入義務者が納入すべき金額を積み上げて算出した額でないため、その内訳となる納入義務者と各納入義務者が納入すべき金額は存在しない。滞納分の繰越調定は、納入義務者と各納入義務者が納入すべき

額と呼応させるかたちでそれらを正しく定める必要がある。

**(2) 受益者負担金の調定について** [上下水道局給排水業務課・経営総務課]

調定とは、納入義務者、納入すべき金額等納入の通知上必要な事項を調査、決定する行為であり、納入の通知を行う場合には、調定は納入の通知の行為前に行うこととされている。しかしながら、下水道受益者負担金について、所管部局は、調定伺書の作成・決裁を、受益者負担金を収納した日に、収納した額で行っていた。当該部局は、納入の通知前に納入義務者、納入すべき金額は調査、決定していると主張しているが、調定は、納入の通知の行為前に、調定伺書により適切に行う必要がある。

また、受益者負担金を繰延収益として計上する際、現金を収納した日に計上しているが、調定日と繰延収益の計上日を分離しないようにすると同時に、未収金額、不納欠損額を財務諸表へ明示する上でも、事前に調定した日に合わせ繰延収益を計上することが適切と考える。

**(3) 食堂等電気料の納期限の設定について** [総務部資産経営課]

庁舎の貸付等に伴う電気使用料（1か月当たり概ね16万円）の納期限は、その設定を契約書において納入通知書に委任し、納入通知書で指定することとしている。しかしながら、市は納入通知書の中で納期限を指定していないため、債務者の支払期限が確定しない契約となっている。契約において履行期限を明確にすることは、履行を確保するために不可欠であることから、契約書に電気使用料の納期限を定めるか、現状のように契約書で納期限の設定を納入通知書に委任する場合は、納入通知書で確実に納期限を定めなければならない。

**(4) 水産市場使用料について** [経済部水産海浜課]

令和3年3月から9月分の水産市場使用料（1か月当たり概ね120万円）の納期限を翌々月の日付に設定していた。

小田原市公設地方卸売市場条例施行規則第44条では、卸売業者市場使用料の納期限は、その月分を翌月末日としている。

納期限は、規則の規定に基づく日としなければならない。

**(5) 交流促進施設指定管理者納付金について** [経済部水産海浜課]

令和2年度分の小田原漁港交流促進施設指定管理者納入金9,005,111円について、令和2年度の出納閉鎖日（令和3年5月31日）を基準にして納期限を通知したため、収入日が出納閉鎖日を過ぎ、令和3年度の収入となってしまっていた。これは、納入者が5月28日に県外の金融機関で納付したため、市に入金されるまで時間がかかり6月1日の入金となったものである。

納期限は、年度内に確実に収入されるよう適切に設定する必要がある。

**(6) 漁具倉庫使用料について** [経済部水産海浜課]

令和3年度漁具倉庫使用料について、令和3年4月14日に出納員が収納した100,320円が収入金計算簿に記載されていなかった。

現金は横領、紛失や盗難のリスクが大きいことから、収納金の収納、保管及び払い込



みは日々正確に収入金計算簿に記録し、適正に管理しなければならない。

**(7) 放置自転車等移動保管手数料の収納事務委託について** [市民部地域安全課]

収納事務受託者は収納金出納簿を備え付けていなかった。小田原市財務規則第 134 条第 4 項において、収納事務受託者は収納金出納簿を備え付けて収納金の収納、保管及び払い込みについて整理しなければならないとされており、収納金出納簿を備え付けないと、収納金が適正に把握・管理されなくなる。市は収納事務受託者に収納金出納簿を備え付けさせ、収納金の収納、保管及び払い込みについて日々正確に記録させなければならない。

**(8) 指名業者の選定について** [総務部資産経営課]

庁舎の維持修繕に係る随意契約において、同一業者が受注した 3 回の契約の見積り合せの相手が、他に履行可能な業者がいるにもかかわらず全て同じ業者であった。同一の受注業者の見積り合せの相手として、高い見積書を提出している業者の指名を続けることは、他にも業者がいる中で見積り機会の公正性及び公平性を損なうことから、業者の指名は、見積額の実績等に応じて行うなどの対応が求められる。

**(9) 補助金に係る実績報告及び額の確定について** [子ども青少年部子育て政策課]

令和 3 年度児童遊園地施設賠償責任保険料補助金 115,650 円について、市は、実績報告書の提出を受けておらず、小田原市補助金の交付等に関する規則第 14 条に規定する補助金の額を確定する事務を行っていなかった。市は、補助事業者に補助事業が完了したときは実績報告書により報告させ、補助金の額を確定しなければならない。

2 上記第 1 から第 6 までの記載事項のとおり監査した限り、市が負担金又は貸付金を支出した監査対象部局所管の団体のうち市職員が事務局を担う団体の当該負担金又は貸付金に係る出納その他の事務は、重要な点において当該負担金又は貸付金の目的に沿って行われており、団体の現金管理は正確であると認められた。

3 監査対象の事業管理が経済的、効率的かつ効果的であるよう努めているかについては、上記第 1 から第 6 までの記載事項のとおり監査した限り、下記のとおり改善を要するものとして指摘すべき事項が認められた。

**(1) 自転車等放置対策事業（自転車等放置防止及び自転車等保管場所管理等業務委託）**

[市民部地域安全課]

当事業は、駅前広場等の良好な生活環境を保持すること及び非常時における緊急活動の場の確保を目的としている。

所管部局では、放置自転車等の業務受託者が移動した台数（以下「受託者移動台数」という。）を効果測定の指標としているが、受託者移動台数では目的の達成度合いを測ることができず、適切ではないと考える。

また、受託者移動台数は、外的要因で放置自転車数そのものが減少すればおのずと減少し、警告を受けた自転車所有者が自ら移動した場合も減少する。他の要因で変動する指標では、効果を正しく測ることができず、事業の評価が難しいと考える。

したがって、例えば業務受託者が放置自転車に警告札を貼付した数や、警告を受けた自転車所有者が自ら移動した数、受託者移動台数等を用いて、

- ①駅前広場等に放置自転車がないこと
- ②自転車利用者数全体に占める放置自転車数の割合

など、目的の達成度合いを測ることが可能な指標を設定して効果測定を行い、事業を検証していくことが適当と考える。

**(2) ファミリー・サポート・センター管理運営事業（小田原市ファミリー・サポート・センター運営業務委託）** [子ども青少年部子育て政策課]

当事業は、子育て家庭の育児負担軽減を目的としている。

所管部局では、活動件数を効果測定の指標としており、依頼会員の育児負担軽減の絶対量を測る指標としては適切と考えられるが、指標に対する目標値が平成28年度以降据え置かれ、また、目標値に照らした評価がされているとは言い難い。この間、コロナ禍という大きな外的要因の発生や受託事業者の変更といった、事業を取り巻く環境の変化があり、こうした変化に応じた目標値を設定した上で、目標値に照らして評価する必要があると考える。

コロナ禍における依頼件数の大幅減が活動件数の大幅減につながっているとのことからすれば、事業の達成度合いを測定するためには、例えば寄せられた依頼に対してどれだけ活動できたか（マッチング率）のような、依頼会員の育児負担の軽減度合いを測る指標も併せて設けることが必要と考える。事業を実施していく中で出てきた課題に対する改善は行われているが、育児負担軽減の達成度合いを測定し評価した上で、その評価に基づいた事業の検証も必要と考える。

**(3) 企業誘致促進事業（企業等立地促進事業費補助金、企業誘致促進融資利子補給金）**  
[経済部産業政策課]

当事業は、産業の振興のほか、雇用機会の拡大、人口の増加、地域経済の活性化を目的としている。

所管部局では、適用企業の固定資産税・都市計画税及び法人市民税額（以下「税収額」という。）を効果測定の指標とし、目標値は各年度、補助金交付見込額の10%以上の税収額の増としている。税収額を指標とすること自体や目標値の設定根拠は適切であると考えられ、目標値に照らして当事業は効果を上げているとする所管の評価結果は新規立地企業に関しては妥当だと考える。

しかし、以前から市内に立地し拡大再投資した企業への当事業の効果については、指標である税収額の中に企業業績等により大きく変動する法人市民税が含まれていることが測定を困難にしていると考えられ、この点には工夫が必要と考える。

また、雇用機会の拡大、人口の増加、地域経済の活性化の目的に対しては、指標が設定されていない。事業目的の達成度合いを測定する指標を追加し、それらの指標に基づく評価を行うことにより、施策の見直しや拡充の効果を検証できるようにすることが必要と考える。